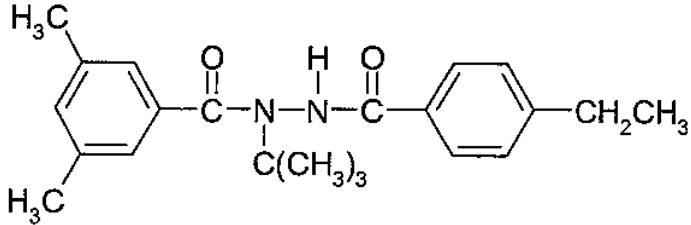


平成 22 年 7 月 26 日 中央環境審議会土壤農薬部会農薬小委員会（第 21 回）資料
 水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定に関する資料
 テブフェノジド

I. 評価対象農薬の概要

1. 物質概要

化学名	<i>N</i> -tert-butyl-N'-(4-ethylbenzoyl)-3,5-dimethylbenzimidazolidine-2,4-dione				
分子式	C ₂₂ H ₂₈ N ₂ O ₂	分子量	352.48	CAS NO.	112410-23-8
構造式					

2. 開発の経緯等

テブフェノジドは、ベンゾイルヒドラジド系の殺虫剤であり、昆虫の脱皮を促進する作用を示し、異常脱皮を促すことにより殺虫効果を示す。本邦での初回登録は1994年である。

製剤は粉剤、水和剤が、適用作物は稲、雑穀、果樹、野菜、豆、花卉・観葉植物、芝等がある。

原体の国内生産量は、24.8 t（18年度※）、18.5 t（19年度）、15.3 t（20年度）、輸入量は、39.6 t（18年度）、21.6 t（19年度）、25.0 t（20年度）であった。

※年度は農薬年度（前年10月～当該年9月）、出典：農薬要覧-2009-（（社）日本植物防疫協会）

3. 各種物性等

外観・臭気	白色固体結晶、微臭	土壤吸着係数	K _{F^{ads}OC} = 350–690 (25 °C)
密度	1.0 g/cm ³ (22 °C)	オクタノール／水分配係数	log P _{ow} = 4.25 (25 °C)
融点	192.3 °C		
沸点	243.8–244.0 °C	生物濃縮性	BCF _{ss} = 42 (試験濃度：0.05 mg/L)
蒸気圧	3 × 10 ⁻⁶ Pa (25 °C)	水溶解度	830 μg/L (25 °C)

II. 安全性評価

許容一日摂取量 (ADI)	0.016 mg/kg 体重/日
食品安全委員会は、平成 19 年 11 月 8 日付けで、テブフェノジドの ADI を 0.016 mg/kg 体重/日と設定する食品健康影響評価の結果を厚生労働省に通知した。 なお、この値はラットを用いた2世代繁殖試験における無毒性量 1.6 mg/kg 体重/日を安全係数100で除して設定された。	

III. 水質汚濁予測濃度（水濁 PEC）

水田使用及び非水田使用のいずれの場面においても使用されるため、それぞれの使用場面について水濁 PEC を算出し、両者を合算する。

(1) 水田使用時の水濁 PEC

水濁 PEC が最も高くなる以下の使用方法の場合について、以下のパラメーターを用いて算出する。

使用方法		各パラメーターの値	
剤型	0.75 %粉剤	I : 単回の農薬使用量 (有効成分 g /ha)	300
使用場面	水田	N_{app} : 総使用回数 (回)	3
適用作物	いぐさ	A_p : 農薬使用面積 (ha)	50
農薬使用量	4 kg/10a		
総使用回数	3 回		
地上防除 /航空防除	地 上		
施用法	散 布		

(2) 非水田使用時の水濁 PEC

水濁 PEC が最も高くなる以下の使用方法の場合について、以下のパラメーターを用いて算出する。

使用方法		各パラメーターの値	
剤型	20 %フロアブル剤	I : 単回の農薬使用量 (有効成分 g /ha)	700
使用場面	非水田	N_{app} : 総使用回数 (回)	5
適用作物	さくら	A_p : 農薬使用面積 (ha)	37.5
希釈倍数	2,000 倍		
農薬使用量 (希釈液として)	700 L/10a		
総使用回数	5 回		
地上防除 /航空防除	地 上		
施用法	散 布		

(3) 水濁 PEC 算出結果

使用場面	水濁 PEC_{Tier1} (mg/L)
水田使用時	0.011981 ⋯
非水田使用時	0.000055 ⋯
うち地表流出寄与分	0.000049 ⋯
うち河川ドリフト寄与分	0.000006 ⋯
合 計 ¹⁾	0.0120 ⋯ ÷ <u>0.012 (mg/L)</u>

¹⁾ 水濁 PEC の値は有効数字 2 桁とし、3 桁目を四捨五入して算出した。

IV. 総合評価

1. 水質汚濁に係る登録保留基準値（案）

公共用水域の水中における予測濃度に対する基準値	0.042 mg/L
以下の算出式により登録保留基準値を算出した。 ¹⁾	
0.016 (mg/kg 体重/日) × 53.3 (kg) × 0.1 / 2 (L/人/日) = 0.0426... (mg/L) ADI 平均体重 10 %配分 飲料水摂取量	

¹⁾ 登録保留基準値は有効数字 2 衔 (ADI の有効数字桁数) とし、3 衔目を切り捨てて算出した。

<参考> 水質に関する基準値等

(旧)水質汚濁に係る農薬登録保留基準 ¹⁾	0.2 mg/L
水質要監視項目 ²⁾	なし
水質管理目標設定項目 ³⁾	なし
ゴルフ場暫定指導指針 ⁴⁾	なし
WHO飲料水水質ガイドライン ⁵⁾	なし

¹⁾ 平成 17 年 8 月 3 日改正前の「農薬取締法第 3 条第 1 項第 4 号から第 7 号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件」(昭和 46 年 3 月 2 日農林省告示 346 号) 第 4 号に基づき設定された基準値。

²⁾ 水質汚濁に係る要監視項目として、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきとされた物質に係る指針値。

³⁾ 水道法に基づく水質基準とするには至らないが、水道水質管理上留意すべき項目として設定された物質に係る目標値。

⁴⁾ 「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針について」(平成 2 年 5 月 24 日付け環水土 77 号環境庁水質保全局長通知) において設定された指針値。

⁵⁾ Guidelines for Drinking-water Quality (First addendum to 3rd edition)

2. リスク評価

水濁 PEC_{Tier1} = 0.012 (mg/L) であり、登録保留基準値 0.042 (mg/L) を下回っている。

3. 農薬推定一日摂取量と対 ADI 比

農薬推定一日摂取量 (mg/人/日) ¹⁾		備考
食品経由 ²⁾	小計 0.3197 mg	
水質経由	飲料水 0.084 mg	0.042 mg/L × 2 L/人/日 (基準値案) (飲料水摂取量)
農薬推定一日摂取量	0.4037 mg	
ADI (mg/人/日) ³⁾	0.8528 mg	
対 ADI	47.3 %	
(うち食品経由)	37.5 %	
(うち水質経由)	9.8 %	

¹⁾ 表中の数値の一部は、計算過程において算出された値を機械的に記載したものであり、必ずしも有効数字桁数に対応した数値ではない。

²⁾ 食品規格は、作物残留試験成績等がある食品については作物残留試験成績等、それ以外の食品については平成21年12月2日開催の薬事・食品衛生審議会における各食品群毎の基準値案を基に算出した推定一日摂取量を示す。

³⁾ 平均体重 53.3 kg で計算。